

「広げよう」

地域に根ざした

「思いやり」

5月12日は、民生委員・児童委員の日です。

活動強化週間
5月12日(火)～18日(月)

【行動宣言】

- ・安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します
- ・地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します
- ・児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます
- ・多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます
- ・日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行います

●民生委員児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法および児童福祉法に設置が定められ、町の民生委員推薦会で選定された方を厚生労働大臣が委嘱しています。

任期は3年間で、本町では現在56名の民生委員・児童委員が委嘱されており、うち3名が主任児童委員として指名されています。

●民生委員児童委員の仕事

民生委員・児童委員は、地域の皆さんの相談相手です。子育てに関すること、高齢者の介護に関すること、健康・医療に関することなど、生活の中で気になっていることがあります。お気軽に近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

地域の皆さんの心配ごとを解決するために、専門機関や福祉サービスなどをご紹介します。また、皆さんと行政とのパイプ役や調整役を務めます。

民生委員・児童委員には、守秘義務があります。地域の皆さんから受けた相談内容の秘密を守ります。個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行います。

お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員が分からない場合は町福祉課まで問い合わせてください。

●主任児童委員の仕事

民生委員・児童委員の中に、児童福祉に関する問題を専門的に担当する主任児童委員がいます。

主任児童委員は以下の業務を通じて、区域担当児童委員の活動に協力しています。

- ・児童福祉関係機関、施設等との連絡
- ・区域担当児童委員への救助活動
- ・要援護児童・家庭への援助

▼問い合わせ先

福祉課 福祉人権係

☎ 9128



● こんなときは『年金の届出』が必要です! ●

就職、退職、結婚などによって加入者の種類が変わることがあります。届出をしなかったために、将来、年金が受けられなくなる場合がありますので、届出は忘れずに行いましょう。

こんなときは	ここ(届出先)で	こうしましょう
--------	----------	---------

被保険者の資格等に関する届出

20歳になったとき	第1号被保険者→上三川町役場保険課 第3号被保険者→配偶者の勤務先	国民年金に加入の手続きをする
会社を退職したとき	上三川町役場保険課	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者も同様)
結婚や退職等で 配偶者の扶養になったとき	配偶者の勤務先	第3号被保険者への 種別変更の手続きをする
配偶者の扶養から はずれたとき	上三川町役場保険課	第3号被保険者から第1号被保険者への 種別変更の手続きをする
年金手帳をなくしたとき	第1号被保険者→上三川町役場保険課 第3号被保険者→年金事務所	再交付の手続きをする

保険料に関する届出

口座振替を開始、停止、変更するとき	銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・ 信用組合・労働金庫・年金事務所	口座振替依頼書を提出する
保険料を納めるのが困難なとき	上三川町役場保険課	全額又は一部免除の申請をする 30歳未満の人→若年者納付猶予申請をする
学生で保険料を納めるのが困難なとき	上三川町役場保険課	学生納付特例の申請をする

給付に関する届出

65歳になったとき	第1号被保険者→上三川町役場保険課 第3号被保険者→年金事務所	老齢基礎年金の受給手続きをする
障がいになったとき	初診日が第1号被保険者→上三川町役場保険課 初診日が第3号被保険者→年金事務所 20歳前に障がいになった場合→上三川町役場保険課	障害基礎年金の受給手続きをする
死亡したとき	上三川町役場保険課	国民年金加入中の人→ 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求

年金を増やすための手続き

定額以上の保険料を納めたい	上三川町役場保険課	付加保険料の手続きをする
海外に移住する場合	日本国内に協力者がいる→上三川町役場保険課 日本国内に協力者がいない→ 最後の居住地の年金事務所又は 千代田年金事務所(東京都千代田区三番町22)	任意加入手続きをする
60歳～65歳になるまで	上三川町役場保険課	高齢任意加入の手続きをする

▶ 問い合わせ先 = 保険課 国保年金係 ☎(56)9134
 宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281